

お知らせ
info

戸籍の届出をされる方へ

人口動態職業・産業調査にご協力をお願いします

問 町民生活課 戸籍住民係 内線 2111 ~ 2113

厚生労働省では、毎年人口動態調査を行っています。この調査は皆さんからの各種届出をもとに、出生や死亡の状況を調べるものです。

今年は国勢調査が行われる年であることから、通常の調査に加え、職業の記入もお願いすることになります。また、死亡届にはあわせて産業の記入もお願いします。

皆さんにご協力いただいた調査結果は、今後の福祉の向上のための統計資料として活用させていただきます。

調査期間 4月1日から令和3年3月31日

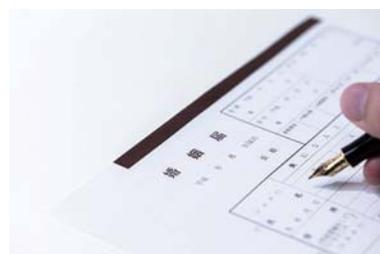
調査対象 出生、死亡、死産、婚姻および離婚の届出をされる方

調査方法 各種届出をされるときに、それぞれの職業を記入

記入例

- 教員・プログラマー等…「専門・技術職」
- 一般事務員・集金人等…「事務職」
- 飲食店主・外交員等…「販売職」
- 美容師・調理師・ホームヘルパー等…「サービス職」

※死亡届にはこのほかに「農業」「建設業」「製造業」といった産業もあわせて記入



該当の届出をされる際、職業産業例示表をお渡ししますので、この例示表を参考に記入をお願いします。記入方法などが不明な場合は、届出の際にお尋ねください。

お知らせ
info

戦没者等のご遺族の皆さまへ

第11回特別弔慰金が支給されます

問 町民生活課 生活支援係 内線 2119

今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給します。

支給対象者

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者等の妻や父母等）がいない場合に、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給

- (1) 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の①父母、②孫、③祖父母、④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時における生計関係の有無および基準日における養子縁組・改氏婚の有無により、順番が入れ替わります。

(4)(1)～(3)以外の三親等内親族

※戦没者等の兄弟姉妹の配偶者や甥、姪等で、戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面 25万円（5年償還の記名国債）

請求期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日

※この請求期間を過ぎると、時効により特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。